

平成 16 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 青木あすなる建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 市 木 良 次
(コード番号 1865 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 村 上 邦 治
(T E L 03 - 5419 - 1012)

当社の親会社 高 松 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 高 松 孝 育
(コード番号 1762 東証・大証第 2 部)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は平成 16 年 5 月 13 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 .ストックオプション制度を導入する目的、及び株主以外のものに対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

平成 16 年 4 月 1 日の旧・あすなる建設株式会社及び旧・株式会社青木建設の合併を機に、当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、業績向上に対する意欲士気を一層高めることを目的に新株予約権を無償で発行するものであります。

2 .新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに当社の持分比率 100%子会社の取締役及び執行役員。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 2,100,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

4,200個を上限とする。なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は500株とする。
ただし、前項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価格

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込む金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日は除く) の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値 (当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、時価を下回る価額で新株の発行 (新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く) または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の 1 株当たりの時価」を「処分前の 1 株当たりの時価」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、払込金額の調整を必要とする場合には、必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、および正当な理由があつて取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は、これを認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(7) に規定する行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、会社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上